

離婚事件のノウハウ



会員 吉岡 睦子

1. 相談・受任にあたって

○要領よくポイントをつかむための工夫

離婚事件の場合、相談の段階で自分の気持ちや要求したい内容の整理が十分ついていない人が多い。このため、細部の問題に深入りしたり、話が脱線して脈絡がなくなったりと、ポイントを聞き出すのに一苦労することもある。あらかじめ事実関係、主張を整理するための相談カードを送って書き込んできてもらう、戸籍謄本・診断書など必要書類の持参を事前に依頼するなど、限られた時間でポイントをつかむための工夫が必要である。

○受容的に話を聞く

当事者は夫婦関係の葛藤から精神的なダメージを受けている場合が少なくなく、精神科や心療内科に通院していることも多い。このような場合、自分の気持ちに共感してもらえるかについて敏感になっていて、弁護士のささいな一言が当事者からみれば配慮がない発言と受け止められ、不信感につながることもある。現実にも弁護士とコミュニケーションがうまくとれないとの相談を受けることも少なくない。専門知識や自分の考えを押し付けるのではなく、受容的に、当事者の心情に寄り添うような気持ちで話を聞く姿勢が求められる。

○DV事案では共同受任も

身体的暴力があるケースや相手に精神疾患が疑われるケースは、当事者の安全を確保しつつ手続を進めるよう配慮する必要があるし（場合によっては保護命令を得ておく）、弁護士にも危害が及ぶ可能性がないとは言えない（男女を問わず攻撃対象となりうる）。私はそのような事案を受任する場合は、知り合いの弁護士に依頼して共同で受任するようにしている。

2. 調停

調停に臨む際には、弁護士が中心となるのではなく、あくまで本人の自己決定をサポートするという立場で臨んだ方がよい。調停委員との意思疎通は重要で、人柄や調停の進め方を把握し、調停委員の方針を尊重しつつ進めるとうまく行くことが多い。こちらの意思が十分伝わっていないと感じても、喧嘩腰になるのは好ましくない。暴力のあるケースでは、裁判所に事前に申し入れをしておく、待合室のフロアを変えたり、調停室を2部屋とるなどの配慮をしてもらえる（東京家裁の場合）。当事者の言い分に雲泥の差があるようにみえても調停委員が粘り強く双方を説得した結果、調停で解決することも珍しくないが、合意の見込みのうすい事案において漫然と調停を続けても時間の無駄なので、そのあたりの見極めが重要となる。

離婚を要求された当事者が無職あるいは低収入である場合や離婚に納得していない場合、とりあえず別居を継続して婚姻費用分担の取り決めをすることが有効である。

3. 訴訟

○新しい人訴法における実務

最近の離婚裁判は、離婚の可否より親権や財産分与に争点に移る傾向にある。

離婚裁判での証拠調べはほとんどの場合、本人尋問のみで証人を採用することは少なく、陳述書が大きなウェイトを占める。陳述書の作成を早目の段階でしておく、弁護士が事実を把握する意味でも大いに役立つ。新しい人訴法における実務では、婚姻生活史（経過一覧表）を提出するよう求められるようである。家裁に移管後も事実の調査は補充的なものと位置づけら



特集 離婚事件の実務はこう変わる —新しい人事訴訟法の制定—

れているので、従来の裁判の運用が大きく変わることはないだろうが、たとえば親権に争いがある場合などは、調査官制度の活用が予想される。暴力のあるケースでは、裁判の場合も調停と同様、事前に申し入れておけば本人尋問の場合に警備をつけるなどの配慮をもらえる。

○財産分与

中高年の離婚の増加に伴い、財産分与の争いが増えているが、特に最近では、退職金・年金についての分与を希望する当事者が多い。

退職金については、離婚成立までに支払われてしまうと確保が難しいので、あらかじめ仮差押手続をとることもある。退職金だけでなく、離婚の場合、保全手続の活用は重要である。

年金については、離婚時の年金分割制度が国会で審議中であるが（ただし2007年より実施予定）、現在でも和解の中で取り決めをすることは可能である（不払の場合の執行の問題は残るが）。判例でも年金の分与を認める例が増えてきている（横浜地裁相模原支判平11・7・30判時1708号142頁、仙台地判平13・3・22判時1829号119頁など。詳しくは、二宮周平「財産分与と年金分割」立命館法学第292号参照）。

○養育費

東京・大阪養育費等研究会の算定表（判タ1111号285頁以下）が公表されて以来、調停・審判でも、訴訟でも、この基準に従った額の勧告等がなされることが多

い。額が低め、個別事情が反映されにくいなどの問題点はあるが、基準が明確化されたことにより取り決めが比較的迅速にできるようになった。新しい人訴法により、判決にも履行勧告や履行命令の制度が導入されたので、簡易迅速な督促手続として活用が期待できるし、民事執行法の改正により、不払の場合、給料の予備差押えの制度も利用できる。

○面接交渉

離婚の中でもっとも難しいのが面接交渉である。離婚に至るプロセスで当事者の感情がこじれている場合、双方の希望する面接交渉の内容に大きな隔たりがある場合など、合意ができなかったり、実施過程でトラブルになったりする。弁護士として、立会を求められることもあるが、子どもを奪われる危険のあるときは気軽に引き受けるのではなく、慎重に対応した方がよい。一般的には監護親と子どもの生活が経済的・精神的に安定した上で、控えめにスタートし、実施状況を見ながら徐々に慣らししていく、という段階を踏んだ方法が有効のようである。

（なお、親権・慰謝料についてはここでは言及しない。）

参考文献

『Q&A 人事訴訟法解説』

吉岡睦子・長谷部由起子 編 三省堂 2004

『新人事訴訟法 要点解説とQ&A』

石田敏明 編著 新日本法規 2004

『新しい人事訴訟法と家庭裁判所実務』（ジュリスト1259号）

高橋宏志・高田裕成 編 有斐閣 2003